



養子縁組里親 Q&A

制度について

Q1. 特別養子縁組とはどのような制度ですか。

A：子どもの福祉のため特に必要があるときに、子どもと実親側との法律上の親子関係を消滅させ、安定した新たな親子関係を家庭裁判所が成立させる縁組制度です。
特別養子縁組の子どもの対象年齢は、原則 15 歳未満です。

Q2. 普通養子縁組とは どう違うのですか

A：普通養子と大きな違いは、その目的にあります。普通養子縁組は「家の存続のため」という意味合いが強いですが、特別養子縁組制度の目的は「子どもの福祉のため」になります。縁組成立は家庭裁判所の審判によって成立し、実親との関係を完全に遮断するという点も大きな違いです。戸籍上も「長男・長女」などと記載され、また原則離縁はできません。

登録について

Q3. 養子縁組里親登録までの手続きはどうなりますか

A：福井県では、養子縁組里親登録にかかる研修を福井県家庭養護推進ネットワーク（福さと）に委託しています。まずは福さとへ連絡（0776-50-3672）してください。福さとに来所していただき里親制度の説明をします。また、登録動機、どのようなお子さんなら養育可能なのか等をお聞きします。
福さとへの来所相談後、基礎研修と登録前研修を受講していただきます。登録申請の後、家庭訪問調査があります。
調査結果を県の審議会に諮り、認定されれば正式に登録となります。申請から登録までには、約半年ほどかかります。
登録には戸籍、住民票等の書類が必要になりますが、取り寄せに係る経費は里親希望者の負担となります。

Q4. 養子縁組里親になるには要件がいますか （特別養子縁組希望の場合）

A：以下の要件があります。

- ① 25 歳以上で結婚していること（夫婦どちらかが 25 歳以上であれば、相手は 20 歳以上でもよい）
- ② 夫婦ともに研修を受けていること
- ③ 心身ともに健康であり、子どもの養育に支障がないこと
- ④ 虐待や罰金刑などの刑に処せられたことがないこと

Q5. 養子縁組里親に独身ですがなれますか

A：結婚していることが条件になっていますので、独身ではできません。

Q6. 養子縁組里親に共働きでもなれますか

A：共働きでも大丈夫ですが、一緒に生活するまでには一定期間の交流期間や縁組成立までには愛着関係を築くための密な関係が必要とされます。お仕事の調整や休業などができるかどうかの確認を職場にしてください、理解を得ることが大切になってきます。

※育児休業法では、1歳未満のお子さんを養育する場合には、養子縁組里親も育児休業の対象とされています。

Q7. 養子縁組里親に実子がいてもなれますか

A：特別養子縁組制度は、子どもの為の制度です。例えば実子の為にきょうだいが多いという理由では、制度の趣旨とは異なります。また、実子と分け隔てなくわが子として育てることは、そう簡単なことではありません。里親登録することは可能ですが、実際お子さんをお願いできるかについては、ご相談の上検討いたします。

Q8. 養子縁組里親に年齢制限はありますか

A：年齢制限は明確に設けてはいませんが、子どもの成長や発達に応じた気力・体力・経済力などが求められます。また「縁組にこだわらず子どもを育てたい」というご希望があれば、「親子関係を結ばない」養育里親との同時登録するという選択肢もあります。

Q9. 不妊治療を続けていても、登録はできますか

A：不妊治療をやめなければ登録できないということはありません。しかし、実子が授かる可能性があるなかで養子を迎えることは大変です。「自分たちの子どもがほしいのか」それとも「夫婦として子どもを育てたいのか」どういう形の家族を望んでいるのかを、夫婦で話し合っ決めていただくことが大切です。

Q10. 一度、養子縁組里親の登録をしたら継続できるのですか

A：登録有効期間は5年です。更新するには、更新研修を受講していただく必要があります。研修内容は、講義1日と、児童養護施設等での実習1日の計2日間になります。

Q11. 養子縁組里親と養育里親を同時に登録することはできますか

A：所定の研修を受講していただければ同時に登録することができます。なおいずれも有効期間は5年間ですので、それぞれ更新希望される場合には、養子縁組里親と養育里親の更新研修を受講していただく必要があります。

研修について

Q12. 養子縁組里親になるための研修内容はどのようなものですか

A：基礎研修（2日間）と登録前研修（4日間）の計6日間で、年に2回開催します。

研修内容は、里親制度の概要などの講義と里親の体験談、乳児院や児童養護施設での実習になります。研修の日程や内容など詳細なことについては、福さとにご確認ください。

研修は無料で受講できますが、研修に必要な書類（健康診断や検便など）に係る経費は、里親希望者の負担になります。

Q13. 夫婦で受けなければならないのですか

A：夫婦で登録することが条件になりますので、研修も夫婦で受けていただくことになります。

委託について

Q14. どのような事情の子どもさんがいるのですか

A：産んでも育てられない背景には様々なリスク要因があります。全ての赤ちゃんや子どもがそうなるわけではありませんが、発達上の遅れや障害などが出てくる場合もあります。

「子どもがほしい親の為の制度」ではなく「親が必要な子どもの為の制度」であることを理解していただくようお願いしています。

Q15. 子どもの年齢や性別などの希望はできますか

A：ご希望はお伺いしていますが、「親を必要とする子どもの為の制度」ですので、原則選ぶことはできません。しかし、お子さんのお話が来たら断れないということではありません。同居されているご家族の同意も必要となりますので、ご家族皆が納得したうえで、決めてください。

Q16. 登録後すぐに子どもの打診はあるのですか

A：登録後まもなくして打診がある場合もない場合もあります。子どもの年齢、性格、里親の家庭の状況や家族構成など、さまざまな事情を考慮し判断しています。

Q17. 子どもの打診があったら、すぐに子どもは家にくるのですか

A：すぐに里親の家で子どもが生活するわけではありません。子どもと里親の両方の気持ちや状況を考慮しながら進めていきますので、面会や外出、外泊などいくつかのプロセスが必要になります。乳幼児の場合は1か月～2か月程度、小中学生であれば数週間程度になることが多いです。

Q18. 里子の費用はどうなるのですか

A：里子にかかる生活費、教育費、医療費などの養育費は公費で支給されます。縁組が成立すると、親子になりますので、養育費は支給されません。

Q19. 名前（呼び名）はどうなるのですか

A：縁組成立するまでは、実親の姓を名乗りますが、特別養子縁組成立後は親子になりますので、里親の姓を名乗り、戸籍も里親の姓で記載されます。

改名は縁組成立後であったとしても、珍名といった特別な場合を除いて原則できません。

Q20. 告知はしなければいけないのですか

A：告知とは「養子であることを子どもに伝えること」で、「子どもが自分の生い立ちを知る権利」として保障されなければならないものです。

ただ「血のつながらない親子」であることを伝えることが、告知の目的ではありません。実親への肯定的な感情と、養親に愛されているという実感を子どもが抱き、「生まれてきてよかった」と自己の存在を肯定できるようになることが大切です。

告知の仕方は、それぞれの親子で異なってきますので、決まった方法があるわけではありません。ただ、一般的には3歳頃からはじめることが望ましいとされています。「あなたを産んでくれた人がいること」「あなたは大事な私たちのこどもで、とても愛していること」「あなたと一緒にいることがとても幸せだと思っていること」といったメッセージから伝え、その子の年齢や理解度で「実親の存在や育てられなかった理由」など徐々に伝えていきます。